

独立行政法人海上災害防止センター
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会
海上災害防止センター分科会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見 (参考事項)
第三期中期計画	平成23年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進</p> <p>センターは、鹿児島に支所を配置しているが、今後の事業展望を勘案し、本中期計画期間中に鹿児島支所を廃止するなど、民営化に向けて、センター組織・定員の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進</p> <p>センターは、鹿児島に支所を配置しているが、今後の事業展望を勘案し、平成23年度に鹿児島支所を廃止する一方、新組織形態の移行に向けて、<u>HNS事業にかかる定員を増やすこととする。</u></p>	A	<p>平成23年5月に鹿児島支所を廃止する一方、HNS 防除体制の充実強化のため、同支所の定員1名を防災部に振り替えており、効率的な組織運営を行っている。</p>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費（人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。）については、平成22年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行</p>	<p>(2) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① <u>一般管理費</u>（人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。）については、鹿児島支所の廃止等により、<u>第二期中期目標期間の最終年度（平成</u></p>	A	<p>平成23年度の一般管理費を46,108千円とし、平成22年度の52,120千円に対して、6,012千円11.5%に相当する額を削減し、平成23年度計画の目標値を大きく上回るものとなっているが、組織運営効率化による鹿児島支所の廃止によるところが大きな要因（7割）であるため、本年度</p>	

<p>う。</p> <p>経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。</p>	<p><u>22年度)比で1%に相当する額を削減する。</u></p>		<p>の取組は、着実であったものと評価する。</p> <p>【主な削減項目】</p> <p>鹿児島支所の管理費等</p>	
<p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえ、平成27年度までにその指数を110以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直す。</p> <p>さらに、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の</p>	<p>② 給与水準については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び職員の新規採用等により、対国家公務員指数が110以下となるように取り組む。</p>	<p>A</p>	<p>危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の性格上、業務には高度な専門知識と経験を要する。センターは、民間法人への移行に備え、国からの出向者を段階的に減員する一方、事業の確実の実施のため即戦力として期待される、船舶職員（大型船乗船免許取得者）や海上防災関連業務の経験者の中途採用を行っている。これら中途採用にあたっては、しかるべき給与設定を行う必要があり、国（一般事務職員）と比較して給与水準が高くなっている。</p> <p>給与水準については、平成27年度までに対国家公務員指数を110以下に引き下げを中期目標とし、その取り組みの推進を年度目標としている。23年度の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）は113.8となり、23年度の努力目標値（110）と比べると、3.8ポイント上回っ</p>	<p>これまでに役員報酬の減額、俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきており、23年度においても国家公務員に準拠した給与改定を行っている。</p> <p>また、民間法人化を控え、23年度は、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員の採用を行った。</p> <p>引き続き、これらの取り組みを通じて、給与水準の引下げを図る必要がある。</p>

推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すものとする。

ただし、HNS業務の拡充・強化に係る人件費については削減対象から除くこととする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づ

A

たが、22年度比では0.9ポイント減少している。平成24年度においても1ポイントの減少を見込んでいることを考慮すると、23年度計画の努力目標値は達成できていないものの、第三中期初年度の取り組みとしては、着実な対応ができています。

【対国家公務員指数の状況】

23年度(実績) : 113.8 (22年度比 ▲0.9)

24年度(見込み) : 112.8 (23年度比 ▲1.0)

※定員の状況

	22年度末	23年度末
国からの出向者	5名	2名
船社からの出向者	4名	4名
プロパー	20名	24名
計	29名	30名

役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ等既に措置している人件費削減のための施策を継続するとともに、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員を採用したことなどにより、平成23年度の人

	<p>く平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施することとし、<u>平成17年度比で6%（ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）に相当する額を削減する。</u></p>		<p>件費は252,687千円となり、平成17年度の310,516千円に対して57,829千円18.6%に相当する額を削減し、平成23年度計画の目標値を大きく上回るものとなっているが、昨年度までに11.5%の削減を達成していることに加え、23年度にあっては、国及び民間からの出向者の交代人事に関し、一部空白期間が生じたこと等の理由により総人件費が減少したものである。</p> <p>これら事情を総合的に勘案すると、本年度の取組は、計画に対し着実であったと評価する。</p>	
<p>③ 事業費については、毎年の事業計画の策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5年間を累計した損益計算において、<u>経常収支率が100%以上となるよう節減に努める</u></p>	<p>③ <u>事業費</u>については、毎年の事業計画の策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5年間を累計した損益計算において、<u>経常収支率が100%以上となるよう節減に努める</u></p>	<p>A</p>	<p>平成23年度は、経常収益2,507,178千円、経常費用2,363,313千円により、経常収支率106.1%となり、平成23年度においては、目標を達成し、順調に事業を運営している。</p>	

<p>④ 契約については、センターが策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>④ 契約については、センターが策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、<u>一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。</u></p> <p>また、監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会において、<u>入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</u></p>	<p>A</p> <p>少額随意契約を除く全ての契約について、詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性の確保等を図るため、すべての公告をHPに掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平成 22 年 6 月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取組みを行い、平成 20 年度に 46 件であった随意契約が 22 件まで引き下げ計画を達成している。</p> <p>また、より一層の透明かつ公平な契約手続きの確保を図るため、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を年度末に開催し、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約に関して、点検を受け、平成 23 年度に係る契約について、特段の指摘は受けていない。</p> <p>なお、HNS 事業の拡大、東日本大震災による業務の増加等により、新規契約が 30 件発生したことから、随意契約総数は 52 件となっているが、新規 30 件についても、有害液体物質に対応できる業者が限られていることや東日本大震災の対</p>	
--	--	---	--

			<p>応のため緊急性があったこと等の理由から「契約監視委員会」からの特段の指摘もなく、全体として着実な取り組みができています。</p>
<p>(3) 関係機関との連携強化</p> <p>民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う</p>	<p>(3) 関係機関との連携強化</p> <p>① 排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて<u>油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。</u></p>	A	<p>大阪・泉北、横須賀、大分、徳山下松、岩国の5地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施し、関係機関等との連携強化を図る取り組みを着実に実施している。</p> <p>【23年度訓練のポイント】</p> <p><u>直下型地震等により陸上施設から海上に流れ出た大量の油を回収する訓練であり、陸海の連携強化を目指した訓練を実施</u></p>
	<p>② 関係機関等の要請に応じ、<u>講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣する。</u></p>	A	<p>排出油等防除協議会等からの依頼により、計20回にわたって講演会等に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努める取り組みを着実に実施している。</p>

			<p>【23年度講演会のポイント】</p> <p>東日本大震災を踏まえた危機管理等に関する講演を実施</p>	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）において、従来からの特定油（蒸発しにくい油）に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）の排出事故についても対応できるように、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。</p> <p>このためセンターでは、第二期中期目標期間中にHNS防</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による<u>排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</u></p> <p>また、職員の新規採用にかかる公募を行うなど、<u>新組織移行後に備えた体制整備を推進する。</u></p>	S	<p>原因者からの委託に基づき、2件の事案に出動し、排出油等防除措置を適時・適確に実施している。</p> <p>①平成23年4月</p> <p>「J×日鉱日石エネルギー（仙台）」排出油防除措置</p> <p>②平成23年11月</p> <p>「東ソー南陽事業所（徳山）」有害物質防除措置</p> <p>また、新組織移行後に備え、防災部職員2名を増員（うち1名は鹿児島支所廃止に伴う振り替え）し、体制整備を実施している。</p>	<p>「J×日鉱日石エネルギー（仙台）」排出油防除措置については、東日本大震災の発災後間もなく、未だ強い余震が発生し、津波が再び襲う危険性のあるなか、避難場所の確認等安全対策を確保しつつ、センターの迅速かつ的確な油防除活動により、多くのタンカー・棧橋等の港湾機能を復旧し、安全な船舶の航行と燃料給油活動を可能とさせた。</p> <p>また、仙台塩釜港には、原因者不明の油も流出しており、復旧に苦慮していた関係自治体や近隣事業所に対しても、自発的に油防除に関する指導・助言を行った。</p> <p>その結果、安全な船舶交通や燃料油等の供給などライフラインが確保され、被災地域の経済活動・</p>

<p>除資機材の緊急整備を行うなどHNS防除体制の構築を図ってきたところであり、今後も引き続き、HNS資機材の整備の充実を図るとともに、特に、本中期目標期間中は、これら資機材の運用体制の確立を目的として、次の業務を実施する。</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p> <p>また、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。</p>				<p>日常生活の維持に大きく貢献した。</p> <p>これは、センターが長年培った油防除に関する技術・能力を遺憾なく発揮した成果であり、この活動は優れた実績として評価できる。</p>
<p>② HNS防除体制の充実強化</p> <p>HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」</p>	<p>② HNS防除体制の充実強化</p> <p>ア 契約防災措置実施者に対する訓練</p> <p>特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシ</p>	<p>A</p>	<p>海上災害防止センターにおいて、契約防災措置実施者（以下「契防者」という。）の監督職員28名(18社)に対してHNS等防除措置に関する研修を行うとともに、HNS防除業務を委託している契防</p>	

<p>(国際海事機関カリキュラムに準拠)を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。</p> <p>また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。</p> <p>さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。</p>	<p>レン、ベンゼン等の有害液体物質(以下「HNS」という。)に関し、<u>契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、<u>契約防災措置実施者の監督職員 28 名</u>に対して、<u>HNS防除措置に関する研修を行う。</u></u></p>		<p>者の所在地に職員を派遣し、防除資機材取扱訓練及び研修を行うなど、契防者のHNS防除措置に関する知識・技能の向上を図るための取り組みを着実に実施している。</p> <p>また、海上災害防止センターにおいて、大規模災害に備えるため、契防者31名(25社)に国際海事機関(IMO)等が推奨している事故対応指揮運用システム(Incident Command System)に準拠した訓練を実施し、契防者の事故対応能力の向上に努めている。</p>	
	<p>イ HNS防除資機材の整備</p> <p>我が国の防除措置能力を一層向上させるため、23年度においては、<u>大規模災害対応用の資機材として、横須賀に耐火式オイルフェンスを配備するほか、主として特定海域においてHNS事故対応泡消火薬剤を拡充整備するなど、HNS防除資機材の充実強化を行う。</u></p>	A	<p>米国メキシコ湾大規模原油流出事故の教訓を生かし、現場焼却手法実現のための耐火オイルフェンスや海岸清掃用自走式ビーチクリーナー等を整備したほか、HNS火災対応能力強化のため、泡消火剤等を整備し、HNS防除資機材の充実に努めている。</p>	

	<p>ウ HNS防除に関するサービス提供</p> <p>我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有する<u>HNS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。</u></p>	A	<p>特定海域を中心にHNS防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約（HNS資機材要員配備証明書の発行（23年度：1,946件）に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを実施している。</p>	
	<p>エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進</p> <p>「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、臨海部石油コンビナート区域における石油化学企業等に対し、<u>HNS等防除のため海上災害セーフティサービスを提供するなど、防災業務に関する取組を推進する。</u></p>	S	<p>沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス（MDSS）を行っている。</p> <p>平成23年度は新たに24事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年 4月 96事業所 ・平成22年 4月 116事業所 ・平成23年 4月 139事業所 ・平成24年 4月 163事業所 	<p>海上災害セーフティサービス（MDSS）は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び防災体制を向上させるものとして、優れた事業であり、平成23年度においても、参加企業が増加している。これは、サービスの内容について企業側から高く評価を受けていることの現れであり、センターの本取り組みは優れたものとして高く評価できる。</p>

<p>(2) 機材業務</p> <p>排出油防除資材（全国 33 基地）及び油回収装置等（全国 10 基地）の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度 1 回の訓練を行う。</p>	<p>(2) 機材業務</p> <p>① 資機材の維持管理</p> <p>全国 33 基地に配備されたオイルフェンス等の<u>排出油防除資材</u>について、<u>毎月保管状態を目視点検</u>し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。</p> <p>また、全国 10 基地に配備された<u>油回収装置等</u>について、<u>毎月各装置の作動確認及び手入れを実施</u>し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</p>	A	<p>津波被害を受けた久慈基地を除いた排出油防除資材（全国32基地）及び油回収装置（全国10基地）の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施し、緊急時に備えており、資機材の維持管理を適切に行っている。</p> <p>なお、久慈基地は、久慈国家石油備蓄基地及び同基地への入港船舶を対象とした資機材基地となっており、未だ震災の影響により久慈国家石油備蓄基地そのものが復旧していない状況にあり、ユーザーからの契約が中断しているため、久慈基地への資機材の再配備を見合わせている。</p>	
	<p>② 資機材の運用訓練</p> <p>排出油防除資材を管理している <u>33 基地</u>において<u>搬出訓練</u>を、油回収装置を管理運用している <u>10 基地</u>において<u>運用訓練</u>を行う。</p>	A	<p>排出油防除資材の搬出訓練を全国 32 基地（久慈基地除く）において、油回収装置の運用訓練を全国10基地において、それぞれ実施し、緊急時に備えた運用訓練を着実に実施している。</p> <p>なお、久慈基地は、久慈国家石油備蓄基地及び同基地への入港船舶を対象とし</p>	

			<p>た資機材基地となっており、未だ震災の影響により久慈国家石油備蓄基地そのものが復旧していない状況にあり、ユーザーからの契約が中断しているため、久慈基地への資機材の再配備を見合わせている。</p>	
<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。</p>	<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>① 訓練の重点化</p> <p>海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に<u>標準コース（5日間）を10回、消防実習コース（2日間）を8回それぞれ開催する。</u></p> <p>標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース（2日間）については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内捜</p>	<p>A</p>	<p>計画どおり、標準コースを10回（407名）、消防実習コースを8回（218名）を実施している。</p> <p>また、大容量泡放射砲訓練を盛り込んだコンビナートコース火災マネジメントコースや有害物質コースなど、法定コース以外のコースを19コース、全58回（1,187名）実施し、民間ニーズ対応した訓練を行っている。</p>	

	<p>索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。</p>			
<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p>受託事業として、「日立LNG基地の海上防災対策に関する調査研究」、「苫小牧港東港区LNGタンカーSTS液移送計画に係る海上防災対策に関する調査研究」を実施する。</p>	A	<p>当初計画の受託事業を含め3件の海上防災体制強化に資する調査研究業務を着実に実施している。</p> <p>【当初計画以外の受託事業】</p> <p>「流出油拡散予測用シミュレーターの精度検証業務」</p>	
<p>② 成果の普及・啓発</p> <p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>② 成果の普及・啓発</p> <p>これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、<u>成果の普及・啓発を図る</u>。</p>	A	<p>日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、成果の普及・啓発を図っている。</p>	
<p>(5) 国際協力推進業務</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措</p>	<p>(5) 国際協力推進業務</p> <p>東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等</p>	A	<p>計画通り、次の外国人研修を実施し、開発途上国等に対して海上防災措置に関する知識・技術の移転を図っている。</p>	

<p>置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する<u>外国人研修を実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「海上保安実務者のための救難・環境防災コース」（9名）／JICA委託 ・「アジア海上保安初級幹部研修」（9名）／海上保安協会委託 	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保</p> <p>基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。</p>	A	<p>年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保している。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施している。</p>	
<p>(2) 予算（人件費の見積を含む。）</p>	<p>(2) 予算（人件費の見積を含む。）</p>			

(3) 収支計画 (4) 資金計画 — 「中期計画」参照 —	む。)) (3) 収支計画 (4) 資金計画 — 「23年度計画」参照 —			
4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	—	該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	—	該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	—	該当なし	

<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。</p>	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・整備に関する計画 ① <u>横須賀訓練所研修棟の屋上等防水工事を行うほか、資機材等保管倉庫を新設する。</u> ② <u>訓練船については、2隻の上架修理を行う。</u></p>	<p>A</p>	<p>計画どおり、横須賀訓練所研修棟の屋上等防水工事のほか、資機材等保管倉庫の施設整備を実施し機能の維持に努めている。</p> <p>計画どおり、訓練船「ひので」の上架修理、訓練船「ホエール」中間検査（船体状況を勘案し、上架せず）を実施し機能の維持に努めている。</p>	
<p>(2) 人事に関する計画 センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。</p>	<p>(2) 人事に関する計画 ① 方針 センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、<u>職員に対して研修・訓練を実施するとともに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能となるよう適正な</u></p>	<p>A</p>	<p>4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施するとともに行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者7名の派遣を受け、これら職員を含む各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案のうえ適切な部門に配置し、業務を確実にかつ効率的に行っている。</p>	

	<p><u>人事配置とする。</u></p>		
	<p>② 人員計画 23年度にあつては、<u>HNS業務に適確に対応するため、1名の増員を行う。</u></p>	A	<p>計画どおり、1名の職員を増員している。</p>
<p>(3) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p>	<p>(3) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p>	A	<p>実物資産として訓練施設、消防船、排出油等防除資機材等を保有しているが、これらは業務を実施するうえで必要不可欠なものであり、全てが有効活用されており、実物資産を使用する業務の実績においても、想定に照らして著しく低下したものはなく、減損又はその兆候も認められていない。</p> <p>また、金融資産として、基金等を有しているが、いずれもそれぞれの保有目的に従い、適正に管理・運用している。</p>
<p>(4) 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に</p>	<p>(4) 内部統制の充実・強化 内部統制については、法人のミッションについて役職員に周知徹底に努めるとともに、理事会の適正運営を図</p>	A	<p>定期的な理事会の開催及び理事長と職員との意志疎通を図り、法人ミッションについて役職員への周知徹底を図っている。</p>

<p>関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。</p>	<p>るなど法人の長のマネジメント機能にかかる体制の強化を図る。</p> <p>また、<u>民間法人への適切な移行を図るため、監事による監査結果報告などを踏まえ、組織リスクの再評価を行う。</u></p> <p>さらに、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人委員会に通知があった場合には、当該事項を参考として、所要の取組を進める。</p>		<p>また、監事監査にあわせ、防災部の業務運営に関して、巨大災害発生時における業務への影響等想定されるリスク等（小項目で77項目）について、現在の体制、規定の整備状況等と照らしてリスク評価を行うとともに、前年度の監事からの指摘事項を受け、理事長のイニシアティブのもと、東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）策定に向けた検討を進めるなど（24年6月策定）、内部統制の充実・強化に係る取り組みを着実に実施している。</p>	
<p>(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	<p>(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	<p>—</p>	<p>第二期中期目標期間終了時における利益剰余金（約545,560千円）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第2項及び第5項に基づく積立金として整理し、国土交通大臣の承認を受けている。</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

• SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

• 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

SS	0 項目	
S	2 項目	<input type="checkbox"/>
A	23 項目	<input type="checkbox"/>
B	0 項目	
C	0 項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- 原因者からの委託に基づき、2件の排出油等防除措置事案に対応した。特に、東日本大震災の発生に伴い生じた事案（1件）への対応については、東日本大震災の発災後間もなく、未だ強い余震が発生し、津波が再び襲う危険性のあるなか、避難場所の確認等安全対策を確保しつつ、センターの迅速かつ的確な油防除活動により、多くのタンカー・棧橋等の港湾機能を復旧し、安全な船舶の航行と燃料給油活動を可能とさせた。また、仙台塩釜港には、原因者不明の油も流出しており、復旧に苦慮していた関係自治体や近隣事業所にたいしても、自発的に油防除に関する指導・助言を行った。その結果、安全な船舶交通や燃料油等の供給などライフラインが確保され、被災地域の経済活動・日常生活の維持に大きく貢献した。これは、センターが長年培った油防除に関する技術・能力を遺憾なく発揮した成果であり、この活動は優れた実績と評価できるものである。
- 海上災害セーフティーサービス（MDSS）事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び防災体制を向上させるものとして、優れた事業であり、平成23年度においても、参加企業が増加している。これは、サービスの内容について企業側から高く評価を受けていることの現れであり、センターの本取り組みは優れたものとして高く評価できるものである。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の性格上、業務には高度な専門知識と経験を要する。センターは、民間法人への移行に備え、国からの出向者を段階的に減員する一方、事業の確実な実施のため即戦力として期待される、船舶職員（大型船乗船免状取得者）や海上防災関連業務の経験者の中途採用を行っている。これら中途採用にあたっては、しかるべき給与設定を行う必要があり、国（一般事務職員）と比較して給与水準が高くなっている。給与水準（ラスパイレス指数113.8）に係る、23年度の取り組みとしては、国からの出向者に代えて若手職員を採用することにより、給与水準の引き下げを行ったことがあげられる。しかし、平成22年度において業務執行上必要とされる職員を中途採用したことの影響が大きく、22年度に比べ-0.9ポイントに留まった。今後も、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成23年度に係る契

約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(その他)

- ・ 当期総利益1.5億円は、受託業務収入、HNS業務収入、石油石化企業等からのMDS S業務収入等適正な業務運営により得られたものと認められる。
- ・ 利益剰余金30.0億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であり、適正な範囲のものと思料する。また、いかなる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても妥当と思料する。
- ・ センターが保有する基金等金融資産、油防除資機材、船舶、訓練施設等の実物資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、金融資産にあつては、「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」に基づき適正管理が行われている。また、実物資産にあつては、実物資産を使用する業務の実績においても、想定に照らして著しく低下したものはなく、減損又はその兆候も認められず全て有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。
- ・ 内部統制等については、22年度の法人の基本理念・基本行動指針の取りまとめ、内部規定の整備に加え、本年度においても監事監査に合わせたリスク評価を実施し、また、前年度の監事からの指摘事項を受け、理事長のイニシアティブのもと東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）策定に向けた検討を進めた（24年6月策定）ことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(評定理由)</p> <p style="text-align: center;">最頻値の評定であるため。</p>
---	---

	実 績	評 価
1 政府方針等		
○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	該当なし (参考) 同方針により24年度以降に民間主体に移行することとされており、関連法案が第180回国会に提出されている。	—
○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	該当なし	—
○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。	該当なし	—
2 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得るほか、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの受託業務収入、HNS業務収入、石油石化企業等からのMDSS業務収入等により当期総利益は1.5億円発生した。	当期総利益は、適正な業務運営によるものと認められる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	年度総利益全てを利益剰余金として整理しているため、その合計額は30.0億円となっている。このうち約21.6億円は認可法人時代に積み立てたものである。	センターは運営費交付金を受けることなく、自立的な業務運営を行うこととされており、利益剰余金は、各業務の運転資金や事故対応業務に備えるためのものとして適正な範囲のものと認められる。

	実 績	評 価
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし	—
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	該当なし	—
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	該当なし	—
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	内閣官房行政改革実行本部事務局と調整中	適切な対応を行っている
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	—	—
イ 金融資産		

	実 績	評 価
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし	—
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	該当なし	—
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	—	—
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	保有施設の活用にあたっては、年度計画に基づき計画的に運用されており、自己収入の向上のため、一定の稼働率が確保されている。	適正と認められる。
イ 金融資産		
a)資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」を策定し、委託先の選定等に関する規定を設けている。	適正と認められる。

	実 績	評 価
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	「独立行政法人海上災害防止センター資金管理運用規則」に規定を設けて、委託先の有価証券等の信用格付け評価確認を行っている。(随時、インターネットによる確認を実施)	適正と認められる。
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし	—
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし	—
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし	—
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし	—
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし	—
4 人件費管理		
(1) 総人件費		

	実 績	評 価
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	—	—
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	社会情勢の変化等を踏まえ、全ての法定外福利厚生費に関して、廃止・停止措置を行っている。	必要な措置は講じられており、法人の取り組みは適切と認められる。
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	独立行政法人海上災害防止センター会計規程、契約事務取扱細則等で契約に関する規定を定めるとともに必要に応じ改正を行い、契約の競争性、透明性を確保するように努めている。	会計関係規程は必要に応じて改正されており、運用状況についても監査法人等からの特段の指摘もないことから適切であると認められる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」において競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検を受けるとともに、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会においても必要な契約について事前審査を行っている。	法人の取り組みは適切であると認められる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	—	—
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	少額随意契約を除く全ての契約について、総務部経理課及び総務課が詳細かつ厳格に審査を行い、1件ごとに、競争性、透明性の確保等を図るために必要な措置を講じている。	法人の取り組みは適切であると認められる。

	実 績	評 価
6 内部統制		
○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。	—	—
7 関連法人		
○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。	該当なし	—
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。	該当なし	—
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		
○ 自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。	—	—